

全国理容連合会の 共済



火災共済 P.1

団体生命共済 P.3

年金共済 P.6

療養補償共済 P.7

賠償責任補償共済 P.11

お支払い例 P.13

**団体生命共済
(小型制度)**

加入促進

キャンペーン

**期間 令和7年
4月~11月末まで**

【当選者の発表と賞品の発送】

A賞、B賞とも賞品の発送をもって、当選者の発表に代えさせていただきます。なお、賞品等の発送は令和8年3月下旬頃を予定しています。
※個人情報、賞品の抽選・発送等にはのみ使用し、他の目的には利用いたしません。

A賞

対象者

団体生命共済(小型制度)に新規加入し、
継続されている方
(令和7年4月1日~同年12月1日加入者)

先着で

500名様に当たる!!

JCBギフトカード
**10,000円分
プレゼント!**

B賞

対象者

団体生命共済(小型制度)に加入してい
る方

抽選で

300名様に当たる!!

JCBギフトカード
**3,000円分
プレゼント!**

火事や自然災害(地震・噴火・津波を除く)で被害にあったときに

火災共済

加入資格

組合員、従業員およびその家族、ならびに組合が認めた方です。

加入日

毎月1日に加入できます。

加入共済金

契約する物件【建物・動産(家財・店舗造作営業用什器一式)】1件あたり50万円から500万円まで、50万円ごとに加入できます。ただし、建物1戸について500万円が限度です。

契約の物件の範囲

契約者が所有するもので、時価に評価できる物件に限ります。

※借り店舗の場合は、所有する店舗造作営業用什器一式のみ加入できます。

共済期間

- 都道府県組合(契約更改日)による加入日より1年間で、掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 中途加入者の共済期間は、加入日より次の契約更改日の前日までです。

掛金(年額)

掛捨て

加入共済金額と掛金

加入共済金額		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
耐火構造物件		500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
非耐火	住宅物件	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
	一般物件	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

※非耐火構造物件であるにもかかわらず、誤って耐火構造物件の契約をしていた場合、共済金を削減して支払います。

※中途脱退された場合は、掛金はお返ししません。

※掛金には本制度の運営事務費が含まれています。

耐火構造物件	住宅物件	M構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物のいずれかに該当する共同住宅 耐火建築物の共同住宅
		T構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、鉄骨造建物 耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物
	一般物件	1級	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物、耐火被覆鉄骨造建物、耐火建築物
		2級	鉄骨造建物、準耐火建築物、省令準耐火建物
非耐火	住宅物件	H構造	上記M構造およびT構造に該当しない建物
	一般物件	3級	上記1級および2級に該当しない建物

各組合別契約更改日一覧表

契約更改日	都道府県	契約更改日	都道府県
4月1日	北海道・青森・秋田・山形・岩手	10月1日	岐阜・三重・石川・富山・福井
5月1日	宮城・福島・群馬・栃木	11月1日	大阪・京都
6月1日	新潟・茨城・千葉	12月1日	滋賀・奈良・和歌山・兵庫
7月1日	神奈川・埼玉・山梨	1月1日	岡山・広島・山口・島根・鳥取
8月1日	東京	2月1日	福岡・熊本・鹿児島・佐賀・長崎・大分・宮崎・沖縄
9月1日	長野・静岡・愛知	3月1日	香川・徳島・愛媛・高知

補償内容

火災事故および破裂・爆発事故による共済目的物(建物・家財・店舗造作営業用什器一式)の損害を補償

※一般の火災保険にも加入し、契約額の合計額が加入物件の時価額を超えている場合、保険会社側の支払額が削減されることになります。

■店舗休業見舞金



営業部分の火災事故により営業ができずに休業した場合、営業を再開するまでの休業している期間(日数)について、加入共済金額に応じた見舞金を支払います。

※ただし、最大25日分が限度となります。

加入共済金額	見舞金(日額)
100万円加入	4,000円
200万円加入	8,000円
300万円加入	12,000円
400万円加入	16,000円
500万円加入	20,000円

■火災以外の見舞金



火災だけでなく風水害等の天災(地震・噴火・津波を除く)により、損害を受けたときも見舞金を支払います。

種 類	支払い条件	見舞金額
水 害	集中豪雨等により、店舗に浸水の場合は店舗の床上45cm以上、住宅部分への浸水の場合は床上浸水となったとき	加入共済金総額の1%
落 雷	電気製品等の損害が、20万円以上となったとき	加入共済金総額の1%
風・ひょう・雪災	建物に200万円以上の損害を受けたとき	加入共済金総額の4%

いざという時のお守りに

団体生命共済(災害保障特約付)

小型制度

加入資格

- 組合員および従業員
- 満14歳6ヵ月超～満70歳6ヵ月までの方
※中学生・高校生(昼間部)を除く。
※満85歳6ヵ月まで継続加入(更新)できます。
- 現在、健康で正常に就業している方。

加入日

毎月1日に加入できます。
保障の開始は加入日から責任を負います。

共済期間

- 共済期間は1年(毎年7月1日～翌年6月30日)です。(中途加入された場合も、共済期間は6月30日までとなります。)
- 毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

加入共済金

100万円から500万円です。ただし、満65歳6ヵ月超～満70歳6ヵ月以下の方で新規加入される場合は200万円まで加入できます。(既加入者についても満65歳6ヵ月超～満70歳6ヵ月以下の方は200万円まで増額できます。)なお、満80歳6ヵ月を超えるGグループの方は100万円が限度になります。

掛金(月額)

掛捨て

掛金月額		共済金額				
区 分	年齢(満)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
A1グループ	14歳6ヵ月超～26歳	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円
A2グループ	26歳1日～36歳	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
Bグループ	36歳1日～51歳	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円
Cグループ	51歳1日～61歳	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円
Dグループ	61歳1日～80歳6ヵ月	2,250円	4,500円	6,750円	9,000円	11,250円
Gグループ	80歳6ヵ月超～85歳6ヵ月	4,500円	—	—	—	—

保障内容

共済金または給付金は、加入期間中の次の場合に支払われます。

共済金・給付金の種類		給付金額				
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{注1} になったとき	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{注1} により死亡したとき	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{注1} となったとき	10～100万円	20～200万円	30～300万円	40～400万円	50～500万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき[1日目から最高120日給付] ^{注2}	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円



加入後2年を経過した方には、全理連独自の特別給付金があります。

特別給付金の種類		給付金額				
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
結婚祝金	加入者が結婚したとき	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
誕生祝金	加入者に子供が誕生したとき	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
弔慰金(子供死亡) (加入後2年未満可)	加入者の満14歳6ヵ月未満の子供が死亡したとき	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円
入院見舞金 (加入後2年未満可)	加入者が継続5日以上入院したとき ^{注3}	1.5万円	1.5万円	2万円	2.5万円	3万円
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{注4}	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき (平成25年4月1日以降)	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
古希祝金	加入者が満70歳になったとき (平成25年4月1日以降)	5,000円	1万円	1.5万円	2万円	2.5万円
長寿祝金	加入者が満85歳6ヵ月で自然脱退したとき	20万円	—	—	—	—

こども特約

加入資格

- 小型・大型制度に加入している方(親契約)が扶養している2歳6ヵ月を超え22歳6ヵ月までの子供で現在健康であること。
※扶養とは「健康保険法」に定める被扶養者の範囲によります。
- 加入資格のある子供が複数いる場合は、全員が加入しなければなりません。
- 親契約のないこども特約だけの加入はできません。
※親契約を脱退した場合、加入している子供も全員が同時に脱退となります。

加入日

毎月1日です。保障の開始は加入日から責任を負います。

共済期間

共済期間は親契約と同様で、毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

加入共済金

親契約の共済金範囲内で100万円から400万円までとし、子供全員が同額となります。

掛金と保障内容

共済金額		100万円	200万円	300万円	400万円
掛金(掛捨て)月額		200円	400円	600円	800円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{注1} になったとき	100万円	200万円	300万円	400万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{注1} により死亡したとき	150万円	300万円	450万円	600万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{注1} となったとき	5～50万円	10～100万円	15～150万円	20～200万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき【1日目から最高120日給付】 ^{注2}	750円	1,500円	2,250円	3,000円

※こども特約に特別給付金はありません。

※この制度(保険会社委託分)は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金が委託保険会社から全理連に支払われます。なお、この配当金は、団体生命共済制度運営上の経費等に充当されています。

※7月1日(更新日)にグループが移行した場合は、掛金額も変更となります。

※掛金には本制度の運営事務費が含まれています。

大型制度

加入資格

- 組合員および従業員
- 満14歳6ヵ月超～満65歳6ヵ月までの方
※中学生・高校生(昼間部)を除く。
※満70歳6ヵ月まで継続加入(更新)できます。
- 現在、健康で正常に就業し、理容業による所得のある方

加入日

毎月1日に加入できます。
保障の開始は加入日から責任を負います。

共済期間

- 共済期間は1年(毎年7月1日～翌年6月30日)です。(中途加入された場合も、共済期間は6月30日までとなります。)
- 毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

加入共済金

1,000万円です。

掛金(月額)

掛捨て

掛金月額		共済金額
区 分	年 齢(満)	1,000万円
Aグループ	14歳6ヵ月超～36歳	2,800円
Bグループ	36歳1日～51歳	6,500円
Cグループ	51歳1日～61歳	13,000円
Dグループ	61歳1日～70歳6ヵ月	23,000円

※満70歳6ヵ月(自然脱退)を超えた月の翌月1日より、特例として小型制度に移行できます。ただし、小型制度既加入分を含めた500万円を限度とします。

保障内容

共済金または給付金は、加入期間中の次の場合に支払われます。

共済金・給付金の種類		給付金額
		1,000万円
死亡(高度障害)共済金	加入者が死亡したとき、または高度障害状態 ^{※1} になったとき	1,000万円
災害死亡共済金	加入者が不慮の事故により死亡したとき、または感染症 ^{※1} により死亡したとき	1,500万円
障害給付金	加入者が不慮の事故により障害状態 ^{※1} となったとき	50～500万円
入院給付金(日額)	加入者が不慮の事故により5日以上入院したとき【1日目から最高120日給付】 ^{※2}	7,500円

特 別 給付金

加入後2年を経過した方には、全理連独自の特別給付金があります。

特別給付金の種類		給付金額
人間ドック補助金	加入者が連合会所定の検査をすべて受診したとき ^{※4}	1万円
還暦祝金	加入者が満60歳になったとき(平成25年4月1日以降)	5万円
古希祝金	加入者が満70歳6ヵ月で 自然脱退したとき	継続加入5年以上10年未満 50万円
		継続加入10年以上 100万円
入院・就業不能見舞金	5日以上継続入院または5日以上就業不能となった場合 入院・就業不能見舞金については、損害保険会社の所得補償 保険約款に基づいて運用しています。入院見舞金は、就業不 能見舞金が支払対象の場合のみお支払いします。	●入院1日につき1,500円(120日限度) ●就業不能1日につき1,500円(1年間限度) を5日目から支払います。

(注1) 高度障害・障害等級は、本制度の基準によるもので、障害者手帳の等級とは異なります。詳細な内容(高度障害状態、障害状態、感染症等)については、保険会社のパンフレットと契約概要をご参照ください。

(注2) 入院給付金は、事故日から起算して180日以内に入院を開始していること。

※小型制度・大型制度の保障内容は、生命保険会社の勤労団体保険普通保険約款および勤労団体保険災害保障特約、こども特約の保障内容は、生命保険会社の勤労団体保険こども特約および勤労団体保険こども災害保障特約に基づいて運用しています。

(注3) 検査入院および、通常の妊娠・出産による入院は支払対象外です。1年度に1回請求できます。

(注4) B～Gグループの方が請求できます。1万円未満の場合は実費支払いとなります。小型・大型両制度に加入している場合は、小型制度からのみ支払いとなります。1年度に1回請求できます。

※特別給付金の1年度は、4月から翌年3月までとなります。

※特別給付金は、事由発生日から3年間請求がない場合は、請求権利は消滅します。

Gi-団-2025-030(2025.4.8)

年金共済

	一般コース	個人年金コース
加入資格	組合員および従業員	一般コースに加入している方
新規加入年齢	満15歳以上満75歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。	満15歳以上満65歳未満 ※満75歳まで継続加入できます。
加入日	月 払	毎月1日
	一時払	年2回(2月1日と8月1日) ※各コースとも一時払のみの加入はできません。
掛金	月 払	1口1,000円(最低3口以上の加入が必要です)
	一時払	1口100,000円(両方のコースそれぞれ200口まで加入できます)
年金受取の条件	満60歳以上で年金月額が5,000円以上あること。	満60歳以上で加入期間が10年以上あること。
脱退一時金	加入者が死亡またはやむを得ない理由で、制度を脱退または、一部解約(一般コースのみ)するときは加入期間に応じた脱退一時金を支払います。	
税法上の特典	掛金には本制度の運営事務費を含んでおりますので、月払掛金は1口あたり980円、一時払掛金は1口あたり99,900円が保険料控除の対象となります。	

加入掛金種類／一時金・年金月額試算表(概算)

■月払／1口1,000円につき

複数口加入の場合は加入口数倍となります

※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です

(単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逓増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	12,000	約 11,530	約 100	約 51	約 45	約 39
3年	36,000	約 34,920	約 304	約 155	約 137	約 118
5年	60,000	約 58,720	約 511	約 261	約 231	約 199
10年	120,000	約 120,040	約 1,045	約 534	約 473	約 407
15年	180,000	約 183,950	約 1,602	約 819	約 725	約 623
20年	240,000	約 250,510	約 2,182	約 1,116	約 988	約 849

※積立期間中の死亡による脱退の場合は、脱退一時金に遺族見舞金(月払1口あたり10,000円)が加算されます。

■一時払／1口100,000円につき

複数口加入の場合は加入口数倍となります

※終身年金は60歳男性、連生年金は夫60歳・妻57歳の場合の試算です

(単位:円)

経過年数	掛金累計額	脱退一時金	10年確定年金	15年確定逓増型年金	15年保証終身年金	10年保証連生年金
1年	100,000	約 98,970	約 862	約 440	約 390	約 335
3年	100,000	約 100,740	約 877	約 448	約 397	約 341
5年	100,000	約 102,530	約 893	約 456	約 404	約 347
10年	100,000	約 107,090	約 933	約 477	約 422	約 363
15年	100,000	約 111,760	約 973	約 497	約 440	約 379
20年	100,000	約 116,560	約 1,015	約 519	約 459	約 395

※表示金額は、2025年2月1日現在の予定利率(約1.12%)および引受割合・規模で推移した場合の概算金額となります。したがって実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額を約束するものではありません。

年金受取

脱退時年齢満60歳以上の場合に選択可能

- 下記の1～4から選択できます。※一般コースは年金月額が5,000円以上、個人年金コースは加入10年以上必要
- 年金受取開始時期は最大10年間(年単位)で満80歳まで据え置くことができます。

1 10年確定年金

10年間一定の年金が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

2 15年確定逓増型年金

15年間毎年増加する年金(表の金額は初年度の金額です)が受け取れます。途中で死亡した場合は、遺族年金(または一時金)としてその残余期間分を受け取ることができます。

3 15年保証終身年金

生存中終身にわたり一定の年金が受け取れます。なお、15年(保証期間)未満で死亡した場合は、その遺族が遺族年金(または一時金)としてその15年(保証期間)の残余期間分を受け取ることができます。

4 10年保証夫婦連生終身年金

10年間は生死にかかわらず、11年目以降は受給者または配偶者のどちらかが生存している限り、年金が受け取れます。ただし、受給者死亡の場合、配偶者の受取年金額は11年目以降は60%の支払いとなります。

一時金受取

一時金額は、上記の表を参照してください。

Gi-企-2025-003(2025.4.8)

病気やケガで仕事ができなくなったときに

療養補償共済

所得補償コース

加入資格

- 組合員、従業員およびその家族であること。
- 理容業に従事し、理容業による所得のある方。
- 満15歳以上、満69歳以下の方。

加入日

毎月1日に加入できます。

告知

加入時に医師の診査は不要ですが、健康状態の告知をしていただきます。

※告知内容が事実と相違する場合は給付金をお支払いできない場合があります。告知内容によってはご加入をお断りする場合があります。

契約期間

加入日より1年間です。毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

支払対象外期間

就業不能開始日から**連続4日間**となります。なお、この期間は給付金は支払われません。

支払対象期間

支払対象期間は、就業不能開始日より連続4日間の支払対象外期間が経過した翌日から起算して1年間です。

※1カ月は30日として計算されます。

※平成28年4月1日以降始期契約（契約更新日が、平成28年4月1日以降のご契約）より「通算支払限度期間に関する特約」がセットされました。これにより、この特約をセットした初年度契約および継続加入の契約期間を通算して1,000日までの給付金のお支払いが可能になりました。

※1回の就業不能（1事故）に対する対象期間は従来どおり1年間が限度です。

掛金(月額)

掛捨て

1口あたり月額**1,000円**

※満15歳～19歳は月額500円です。

※掛金は保険料と制度運営事務費で構成されています。

補償内容

日常生活はもちろん、仕事中からレジャー中まで、国内外を問わず病気やケガで就業不能^(注)になったときの所得を補償します。また、地震や噴火・津波などによるケガで就業不能になった場合も補償します。

(注) 就業不能とは、ケガまたは病気をされ、その治療のために入院されていること、または入院されない場合でも医師の治療を受けていることにより、理容業に全く従事できない状態をいいます。(医師の指示による自宅療養を含みます。)

加入口数は、平均月間所得額の範囲内でご加入ください。

給付金額は最高月額30万円までとなります。

- ①年齢は加入日（契約更新日）における満年齢です。
- ②他の所得補償保険などに加入（重複保険）している場合、本人の所得を限度に給付金が按分されますので、給付金額（加入口数）を決める際には特にご注意ください。
- ③ご請求内容によっては、医療調査、医療照会を行う場合があります。
- ④平均月間所得は就業不能直前1年間の所得をもとに算出しますので、長期にわたる就業不能で給付金をお支払いした場合などは、その後1年以内に再度就業不能となったときの給付金額に影響を与える場合があります。

■1口あたりの1ヵ月(30日)の給付金額

満年齢	給付金額	加入限度口数
15歳～19歳	75,000円	4口
20歳～24歳	105,000円	2口
25歳～29歳	91,000円	3口
30歳～34歳	74,000円	4口
35歳～39歳	60,000円	5口
40歳～44歳	48,000円	6口
45歳～49歳	41,000円	7口
50歳～54歳	36,000円	8口
55歳～59歳	33,000円	9口
60歳～64歳	33,000円	9口
65歳～69歳	30,000円	10口
70歳～74歳	18,000円	継続加入のみ
75歳～79歳	12,000円	継続加入のみ

給付金をお支払いできない主な例

- ① 故意または重大な過失による病気やケガ
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気やケガ
- ③ 麻薬、あへん、覚せい剤などの使用に起因する病気やケガ
- ④ 妊娠、出産、早産または流産およびこれらによる病気やケガ
- ⑤ 無資格運転、酒気帯び運転中によるケガ
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による病気やケガ
- ⑦ むちうち症または腰痛などで、自覚症状のみであり、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧ 精神障害(うつ病、パニック障害、神経症、神経衰弱、摂食障害、アルコール依存、薬物依存など)
- ⑨ 加入日前にかかっている病気、およびその病気と原因が同じと判断される病気による就業不能(発病日は、医師の診断に基づき判断します。)
- ⑩ 検査等による就業不能(人間ドック等) など

- 本制度は損保ジャパンの所得補償保険によって運営されています。本パンフレットは所得補償保険の概要説明書です。給付金は保険金と読み替えます。
- ご加入の前に加入申込書の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- 加入申込書の健康状態告知でおたずねすることについて、故意または重大な過失によって、事実をお知らせいただかなかったり事実と違うことをお知らせいただいた場合、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。告知義務違反としてご契約が解除された場合、給付金をお支払いする事由が生じていても、給付金をお支払いすることはできません。ただし、「給付金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は給付金をお支払いします。

医療補償コース

加入資格

- 組合員、従業員およびその家族であること。
- 満5歳以上、満79歳以下の方。
※満15歳未満の方は、親権者が告知のうえ署名が必要となります。

加入日

毎月1日に加入できます。

告知

加入時に医師の診査は不要ですが、健康状態の告知をしていただきます。

※告知内容が事実と相違する場合は給付金をお支払いできない場合があります。告知内容によってはご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

契約期間

10月1日より1年間です。

※中途加入された方でも、契約期間は10月1日までとなります。

※毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

掛金(月額)

掛捨て

加入日時点での満年齢が該当する年齢区分をご覧ください。

区分	年齢(満)	月額掛金
A	5歳～24歳	690円
B	25歳～44歳	930円
C	45歳～54歳	1,700円
D	55歳～64歳	2,920円
E	65歳～69歳	4,880円
F	70歳～74歳	6,810円
G	75歳～79歳	9,000円
H	80歳～84歳	12,490円
I	85歳～89歳	17,180円
J	90歳～	23,820円

※満80歳以上の方は継続加入のみとなります。

※掛金は保険料と制度運営事務費で構成されています。

※更新時に年齢区分が変わる場合には、掛金額が変更となります。

補償内容

基本補償 + がん特約補償 + その他の補償

基本補償

■1日だけの入院でも給付金をお支払いします。

※ただし、加入日後に被ったケガまたは発生した病気による入院を補償します。

※入院管理料の有無で入院か否かを判断します。

■最長1,000日まで補償。

1回の入院につき最長1,000日まで補償します。契約期間内であれば回数に制限はありません。

■自然災害も補償。

地震・噴火・津波などが原因の場合も補償されます。

傷害・疾病 入院給付金	入院1日目から、入院日数分をお支払いします。	入院支払限度日数 1,000日	1日あたり3,000円
傷害・疾病 手術給付金	病気・ケガで手術を受けられた場合に、入院中の手術は入院給付金額の10倍の額を、入院を伴わない外来の手術は5倍の額をお支払いします。		入院手術 3万円 外来手術 1.5万円

がん特約補償 ※新規加入の場合、加入日から90日を経過した日の翌日が、がん特約補償の責任開始日(効力発生日)となります。

がん診断給付金	がんと診断確定されたときにお支払いします。 ^{(注1)(注2)}	70万円
がん入院給付金	入院1日目から、入院日数分をお支払いします。支払日数無期限	1日あたり5,000円
がん入院一時金	がんで継続して180日を超えて入院された場合に一時金をお支払いします。	5万円
がん手術給付金	がんで手術を受けられた場合に、入院中の手術は入院給付金額の10倍の額を、入院を伴わない外来の手術は5倍の額をお支払いします。	入院手術5万円 外来手術2.5万円
がん退院一時金	がんで継続して20日を超えて入院後、無事に退院された場合にお支払いします。	1退院あたり5万円
がん外来治療給付金	がんの治療を目的として外来治療を開始された場合にお支払いします。 ※120日を限度とします。	1日あたり2,500円

がんの初期段階に見られる上皮内がん(子宮の上皮内がん、大腸の粘膜内がんなど)についても補償します。

(注1)がん診断給付金のお支払要件

【初回のお支払い】初めて悪性新生物(がん)と診断確定されたとき。【2回目以降のお支払い】一度「がん診断給付金」の支払対象となったがん以外の新たな原発がん^①と診断確定されたとき。前回のがんから転移したことが確認されたがんは対象外となります。転移がん、原発がんの判別は主治医の診断書に基づき判断されます。診断書により判断ができないケースは医療照会または医療調査を行い判別されます。なお、医療照会または医療調査の結果、判別不能の場合は原発がん^②とみなして取り扱われます。

(注2)「がん診断給付金」のお支払いは、更新日(毎年10月1日)から1年間に1回が限度となります。

その他の補償

先進医療等費用給付金	がん治療のほか、ケガ・病気により、日本国内で先進医療や臓器移植手術を受けられた場合、実際にかかった自己負担分を500万円を限度にお支払いします。	500万円限度
介護一時金	病気・ケガにより以下①または②のいずれかに該当した場合に、介護一時金をお支払いします。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合。 ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合。 ^{(注3)(注4)}	30万円

(注3) 他の保険契約等にて同一の補償がある場合、この共済制度から支払責任額内で給付金をお支払いします。すでに他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、この共済制度の補償によって追加支払いが可能なものを支払責任額内でお支払いし、他の保険契約等から支払われた保険金または給付金と重複しての給付金支払いはされません。

(注4) 要介護状態の原因となるケガ・病気などの要因が契約期間中に発生していることが条件となります。

※ご請求内容によっては、医療調査、医療照会を行う場合があります。

※手術給付金につきましては、健康保険などの公的医療保険制度の対象となる手術が補償対象となります。(一部対象とならない手術があります。)

給付金をお支払いできない主な例

- ①故意または重大な過失による病気やケガ

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気やケガ

③麻薬、あへん、覚せい剤などの使用に起因する病気やケガ

④無資格運転、酒気帯び運転中によるケガ

⑤山岳登山(ピッケルなどの登山用具を使用するもの)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、リウージュ、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ

⑥戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による病気やケガ
- ⑦放射線照射、放射能汚染による病気やケガ

⑧むちうち症または腰痛などで、自覚症状のみであり、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

⑨薬物依存

⑩加入日前にかかっている病気、およびその病気と原因が同じと判断される病気(発病日は、医師の診断に基づき判断します。)

⑪検査等による入院(人間ドック等) など

- 本制度は損保ジャパンの団体総合保険によって運営されています。本パンフレットは団体総合保険の概要説明書です。給付金は保険金と読み替えます。
- ご加入の前に加入申込書の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- 加入申込書の健康状態告知でおたずねすることについて、故意または重大な過失によって、事実をお知らせいただかなかつたり事実と違うことをお知らせいただいた場合、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。告知義務違反としてご契約が解除された場合、給付金をお支払いする事由が生じていても、給付金をお支払いすることはできません。ただし、「給付金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は給付金をお支払いします。

お客さまと理容店のためのきめ細やかな補償 賠償責任補償共済

加入資格

組合員のみ加入できます。

加入日

毎月1日に加入できます。

補償期間

補償期間は1年間(7月1日午後4時※～翌年7月1日午後4時)です。(中途加入された場合も、補償期間は7月1日までとなります。)毎年掛金の払込みをもって自動的に更新します。

※新規加入の場合は、午前0時となります。

掛金(年額)

掛捨て

組合全員加入の場合	1,300円
個人加入の場合	1,400円

※組合全員加入とは、7月1日現在における組合員(組合単位)の95%以上が、本制度に加入している場合です。

※掛金は本制度の運営事務費(全員加入の場合400円、個人加入の場合500円)および保険料で構成されています。

補償内容

■被害者に対して支払う損害賠償金

治療費、文書料、慰謝料、修理費、代替品購入費、クリーニング代などが対象となります。

■損害の防止・軽減に必要な費用

応急手当費用、病院への護送費用など

■争訟費用

争訟費用(弁護士費用など)は、すべて事前に損保ジャパンの承認が必要です。訴訟、仲裁、和解、調停となる場合、または予想される場合は速やかにご報告ください。



補償限度額

対人事故 (身体賠償事故)	1名につき	3,000万円
	1事故につき	6,000万円
対物事故 (財物賠償事故)	1事故につき	300万円
現金盗難	1事故につき	1万円

※自己負担額(免責金額):なし

訪問理容中に起こる事故とお支払い可否のガイドライン

有責・無責かは理容業務中か否かで決まります。

可 のとき

病院・福祉施設・自宅など

- 施術中の対人事故
※第三者であれば顧客・付添者を問わず
- 施術中に椅子から洗面台へ移動する時の補助の不注意による対人事故
※理容業務中と判断
- 理容業務中に床をヘアダイで汚損した対物事故
※理容業務中の不注意と判断

- 預かった顧客の財物(眼鏡など)に対する賠償事故
※受託者賠償
- 車椅子のお客さまを理容施術のため別部屋へ移動する時の、不注意による対人事故
- エレベーターで移動中の不注意による対人・対物事故

不可 のとき

自動車で搬送

身障者を自動車で搬送中の対人事故

海外

海外での訪問理容における事故

補償の対象となる主な事故例

(理容店側の不注意(過失)による事故が原因となるもの)

理容店の業務を原因とする事故

- 施術中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。
- 顔そり後、化粧品や薬液等の使用により顧客の頭部や顔面に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。
- エステ(BBエステティック)中に不注意により、顧客の顔面や身体に皮膚炎を起こしたり、損傷したとき。(下記⑭参照)
- 訪問理容業務(施術)中に誤って顧客にケガや火傷をさせたり、衣類等を汚したとき。

理容店の設備に起因した事故

- サインポールや看板をきちんと設置していなかったために、倒れたりして第三者にケガをさせたとき。
- 店内の設備(器具ケース、ショーケース、棚等)がきちんと管理されていなかったために倒れたり、落下したりして顧客がケガをしたとき。
- 床が濡れてすべりやすい状態であるのを放置していたため、顧客等が転んでケガをしたとき。

顧客より預かった現金、受託物の事故

- 顧客より預かった携帯品(メガネ、傘、衣類等)の盗難、紛失、き損および現金(1事故1万円、補償期間中500万円限度)が盗難にあったとき。

※上記以外に理容店側の過失がない場合でも、顧客が店舗内でケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合に治療見舞金や死亡見舞金を支払います。
※損保ジャパンが理容店の方に代って、直接お客様と示談交渉することは、弁護士法で禁じられています。

補償の対象とならない主な事故例

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 加入者(店主)、またはその代理人および使用人(従業員)の故意による事故② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為を除きます。)③ 地震、噴火、洪水、津波、またはこれらに類似の自然変象による事故④ 同居の親族、使用人(従業員)に対する事故⑤ 施設の建設、改築、修理等の工事に起因する事故⑥ 理容店の所有、使用、もしくは管理する自動車に起因する事故⑦ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する対物事故⑧ 有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難に起因する事故(ただし、時価額5万円以下のアクセサリ類については補償します。) | <ul style="list-style-type: none">⑨ 自動車、バイクの盗難事故(その付属品、車内等の荷物の盗難も不可)⑩ 店主および店主使用人が顧客の自動車を移動中の事故⑪ 専用駐車場等でない間に発生した自動車、車両または自転車等の盗難、紛失、および破損した事故⑫ 仕上がりが不良(毛髪の切り過ぎ、髪型、毛染の色、眉毛、口ひげの剃り落とし等)に起因する事故⑬ まつ毛パーマに起因する事故⑭ <u>連合会が定める所定の研修を修了していない者が行うBBエステ業務に起因する事故</u>⑮ BBエステの結果を保証することにより加重された損害賠償責任⑯ 脱毛行為(鼻毛ワックス脱毛含む)に起因する事故 |
|--|--|
- など

もし事故が起こったら

- 事故の状況に応じて、被害者への応急手当を行ったり、また病院へ護送するなど適切な対応をお取りください。
 - ① なお、この段階でお客様から示談金の意味で現金を要求される場合がありますが、絶対に現金は支払わないでください。
 - ② 補償額が決定する前に示談しますと、全額補償されない場合がありますので、補償額が決定してから示談してください。
 - ③ もし脅迫や営業妨害されるなど、危険が生じたらただちに警察および支部・組合に連絡してください。
- 事故が発生したら、速やかに支部・組合へ事故の状況を報告してください。
- 対人事故の場合は、内容によっては被害が大きく賠償額も大きくなる場合がありますので特にご注意ください。
- 事故報告書(所定用紙)には、事故の状況を詳細にご記入ください。
- 対物事故の被害品が回収されない場合は、補償額が減額されることがありますので、被害品は必ず回収してください。メガネレンズの破損についても、必ず理容店および組合で、被害品を保管してください。

※本共済は幹事引受会社である損保ジャパンの賠償責任保険の支払いをもって共済給付とするもので、保険約款に基づいて給付金をお支払いします。本パンフレットは当該保険契約の内容説明を兼ねており、この場合共済制度は賠償責任保険と読み替えます。

お支払い例

団体生命共済 小型制度に500万円(5口)加入した場合

掛金
月額

◎30歳の場合
2,500円

■結婚した場合	結婚祝金(加入2年経過後)	100,000円
■子供が生まれた場合	誕生祝金(加入2年経過後)	50,000円
■ケガで20日間入院した場合	入院給付金	7,500円×20日=150,000円
	入院見舞金	30,000円
	合計	180,000円

療養補償共済 医療補償コースに加入、所得補償コースに3口加入した場合

加入日から91日目以降、初めてがんと診断され
24日間入院、入院中にがん治療のため手術を1回受け、
退院後10日通院した場合(就業不能期間34日の場合)

掛金
月額

◎46歳の場合
医療 **1,700円** + 所得 **3,000円**

医療補償コース

■基本補償

疾病入院給付金 3,000円×24日=72,000円

疾病手術給付金 3,000円×10倍=30,000円

プラス

■がん特約補償 (責任開始日:加入日から90日を経過した日の翌日)

がん診断給付金 700,000円

がん入院給付金 5,000円×24日=120,000円

がん手術給付金 5,000円×10倍=50,000円

がん退院一時金 50,000円

がん外来治療給付金 2,500円×10日=25,000円

所得補償コース 41,000円×3口×(34日-免責4日)÷30日=123,000円

合計 **1,068,000円**

●ご継続の方も必ずパンフレットの契約概要と注意喚起情報をご確認ください。



個人情報の 取扱いについて

プライバシーポリシー

全国理容生活衛生同業組合連合会(以下、連合会という。)は、個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を尊重し、以下の方針に基づいて、正確性と機密性の保持、および適切な利用に努めています。また、当連合会の個人情報の取扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直しを行い改善に努めてまいります。

1 利用目的

当連合会は、会員たる組合の組合員等の経営の安定、福利厚生等の充実を目的として実施している広報事業、共済事業など、これらの事業のための必要書類、パンフレット等の送付、および事務手続き、維持管理のために、個人情報を取得・管理・利用いたします。

また、共済制度の運営のための必要な個人情報(住所、氏名、生年月日、健康状態等)を、保険契約を締結する委託保険会社へ提供いたします。

2 保有している個人情報の種類

当連合会は、前項の各種事業の実施に関し、会員たる組合から提供される組合員および共済加入者のデータ等(住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、健康状態等)の個人情報を取得いたします。

3 情報の管理

当連合会は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、取得した個人情報の正確性、最新性および適切な内容を維持するよう努めます。

また、当連合会は取得した個人情報を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

業務委託にあたっては、委託先において情報管理に関する従業員の監督のための措置がとられていることを確認する等、委託先の総合的な安全性を確認します。

4 第三者への提供

当連合会は以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者へ提供いたしません。

- ①ご本人の同意がある場合。
- ②法令に基づく場合。
- ③人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。

④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑤国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

⑥守秘契約を締結した第三者に業務委託を行うとき。

⑦関係団体・提携先企業等が、組合員等に対して商品・サービスのご案内、ご提供のために必要な範囲内で共同利用する場合。

※必要な範囲・共同利用する情報は、会員管理に必要な契約情報とします。

5 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

当連合会は、保有する個人データに関して、開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合は、ご本人からの依頼であることを確認したうえで、法令に従い、当連合会の定めるところにより開示・訂正・利用停止等を行います。

6 教育・研修

当連合会は、個人情報を適切に管理するため、当連合会の役職員に対して本方針並びに個人情報管理規定等に関する教育・研修に努めます。

7 法令の遵守

当連合会は、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、本方針の継続的改善に努めてまいります。

8 お問い合わせについて

個人情報の苦情・訂正・利用停止等に関しましては、下記までお問い合わせください。

全理連ホームページにも掲載しております。
<https://www.riyo.or.jp>

全国理容生活衛生同業組合連合会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 TEL.03-3379-4111
(受付時間9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)



各都道府県理容組合事務所 電話番号一覧

くわしくは、支部・組合または連合会までお問い合わせください。

北海道 011-621-4648	神奈川 045-771-3422	大阪 06-6358-0071	徳島 088-623-7273
青森 017-734-8437	埼玉 048-542-6572	京都 075-841-2558	愛媛 089-923-5567
秋田 018-800-6258	山梨 055-233-8778	滋賀 077-510-1010	高知 088-875-6709
山形 023-645-3525	東京 03-3954-8291	奈良 0742-22-2780	福岡 092-751-5948
岩手 019-622-8774	長野 0263-33-6650	和歌山 073-444-5400	熊本 096-372-1818
宮城 022-374-4333	静岡 054-253-4417	兵庫 078-577-1881	鹿児島 099-226-3636
福島 024-923-2016	愛知 052-741-4088	岡山 086-225-3071	佐賀 0952-23-8793
群馬 027-221-9804	岐阜 058-264-2595	広島 082-296-1001	長崎 095-824-2033
栃木 028-622-3517	三重 059-226-6300	山口 083-973-0051	大分 097-574-6611
新潟 025-223-0992	石川 076-232-2362	島根 0852-21-8865	宮崎 0985-27-6511
茨城 029-225-2521	富山 076-441-0604	鳥取 0857-27-7204	沖縄 098-863-8045
千葉 043-242-5415	福井 0776-61-2443	香川 087-834-7649	

【委託保険会社】2025年4月現在

- 団体生命共済はジブラルタ生命を幹事会社として、太陽生命・明治安田生命・富国生命・第一生命・日本生命に委託しています。
- 年金共済はジブラルタ生命を幹事会社として、日本生命・明治安田生命・富国生命に委託しています。
- 療養補償共済(所得補償コース)・賠償責任補償共済は、損保ジャパンを幹事会社とし、あいおいニッセイ同和損保・東京海上日動火災に委託しており、引受割合に応じて単独個別に保険契約上の責任を負います。療養補償共済(医療補償コース)は損保ジャパンに委託しています。
- 火災共済は全理連自家共済であり保険会社に委託していません。

【損保ジャパン取扱代理店】損保ジャパンパートナーズ株式会社

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 TEL.03-6279-0654

